

静岡県がんセンター局告示第2号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 小 櫻 充 久

4の表中

「

(2) 調査料			
(略)			
(3) 内視鏡手術用支援機器を用いた手術			
ア 胃癌	(略)	2,088,780	(略)
イ 大腸癌	(略)	1,508,150	
(4) インプラント義歯手術料			
(略)			
(5) 欠損部補綴治療料			
(略)			
(6) 医療用入墨による乳輪乳頭形成術	(略)	(略)	
(7) 先進医療料			
(略)			
(8) 健康診断料			
(略)			
(9) がんドック料			
(略)			
(10) 個室使用料			(略)
(略)			
(11) 特別メニュー（食事療養料）	(略)	(略)	
(12) 死体処置料	(略)	(略)	(略)
(13) 剖検室使用料	(略)	(略)	(略)
(14) 駐車場使用料			(略)
(略)	(略)	(略)	
(15) 特別初診料	(略)	(略)	(略)
(16) 認定看護師教育課程			
(略)			
(17) (1) から (16) までに掲げる以外のもの		(略)	

」を

「

(2) 調査料			
(略)			
(3) インプラント義歯手術料			

(略)			
(4) 欠損部補綴治療料			
(略)			
(5) 医療用入墨による乳輪乳頭形成術	(略)	(略)	
(6) 先進医療料			
(略)			
(7) 健康診断料			
(略)			
(8) がんドック料			
(略)			
(9) 個室使用料			(略)
(略)			
(10) 特別メニュー（食事療養料）	(略)	(略)	
(11) 死体処置料	(略)	(略)	(略)
(12) 剖検室使用料	(略)	(略)	(略)
(13) 駐車場使用料			(略)
(略)	(略)	(略)	
(14) 特別初診料	(略)	(略)	(略)
(15) 認定看護師教育課程			
(略)			
(16) (1) から (15) までに掲げる以外のもの		(略)	

」
に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。